

ケアハウスバイオレット
【介護保険事業者番号3070103480】

- ① 毎月の利用料
生活費(食費含む) 46,940円(夏季4月～10月) 49,010円(冬季11月～3月)
- ② 住居に関する費用
50,830円
- ③ サービスの提供に要する費用 ※和歌山県知事が定める額を上限としています。

階層	※対象年収額による階層区分	本人からの徴収額	
		一般居室	特定施設
1	1,500,000円 以下	10,000円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円 以下	13,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円 以下	16,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円 以下	19,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円 以下	22,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円 以下	25,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円 以下	30,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円 以下	35,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円 以下	40,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円 以下	45,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円 以下	50,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円 以下	57,000円	54,100円
13	2,600,001円～2,700,000円 以下	64,000円	
14	2,700,001円～2,800,000円 以下	71,000円	
15	2,800,001円～2,900,000円 以下	78,000円	
16	2,900,001円～3,000,000円 以下	85,000円	
17	3,000,001円～3,100,000円 以下	87,200円	
18	3,100,001円 以上		

※前年度の収入から、租税・社会保険料・医療費等必要経費を控除した後の収入を指します。

- ④ 特定施設のみ、介護保険負担額(下記表による) 6級地 10.27円

	要介護区分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本サービス費 (1日あたり)	単位 金額(1割)	181 1858円	310 3183円	536 5504円	602 6182円	671 6891円	735 7548円	804 8257円
介護保険給付	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ					18		184円/日	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)					3		30円/日	
	若年性認知症入居者受入加算					120		1,232円/日	
	退院・退所時連携加算(入居日より30日以内。または、30日以上入院後入居した場合)					30		308円/日	
	栄養スクリーニング加算					5		51円/回	
	医療機関連携加算					80		821円/月	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)					月の総単位数の8.2%			
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)					月の総単位数の1.8%			

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。
 ※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。
 ※上記以外にも加算対象となる場合があります。
 ※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。
 ※職員体制に基づく加算は、職員配置状況により算定しないことがあります。

⑤ その他

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 居室水道光熱費、各戸個別メーターにて計算 | 実費 |
| (2) 特別な食事 | 実費 |
| (3) 理美容代 | 実費 |
| (4) 医療費 | 実費 |
| (5) 親睦会、クラブ活動費用(親睦会管理規定) | 実費 |
| (6) 貴重品管理(別紙、貴重品管理規定参照) | 1,000円/月 |
| (7) 日常生活品購入手数料(施設長が必要と認めた場合に限る) | 購入金額の1割 |
| (8) 特別な外出に関わる費用(施設長が必要と認めた場合に限る) | |
| 上記項目に該当する場合は次項、合計金額負担となります。 | |
| ア. 30分当たり700円(以後、1分~30分ごとに700円加算) | |
| イ. 駐車場料金、有料道路料金等の実費 | |
| ウ. 車輜利用料、走行距離÷8×160円 | |
| (9) その他、入居者に負担させることが適当と認められるもの | |

